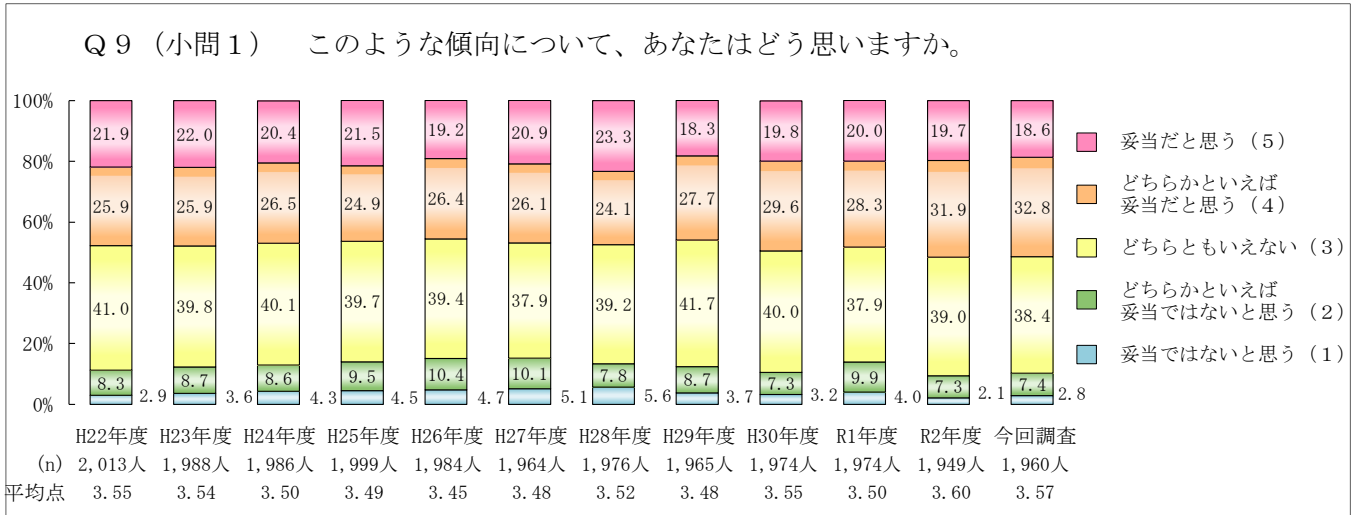


9-1 裁判員裁判の傾向について(執行猶予付判決における保護観察の割合)

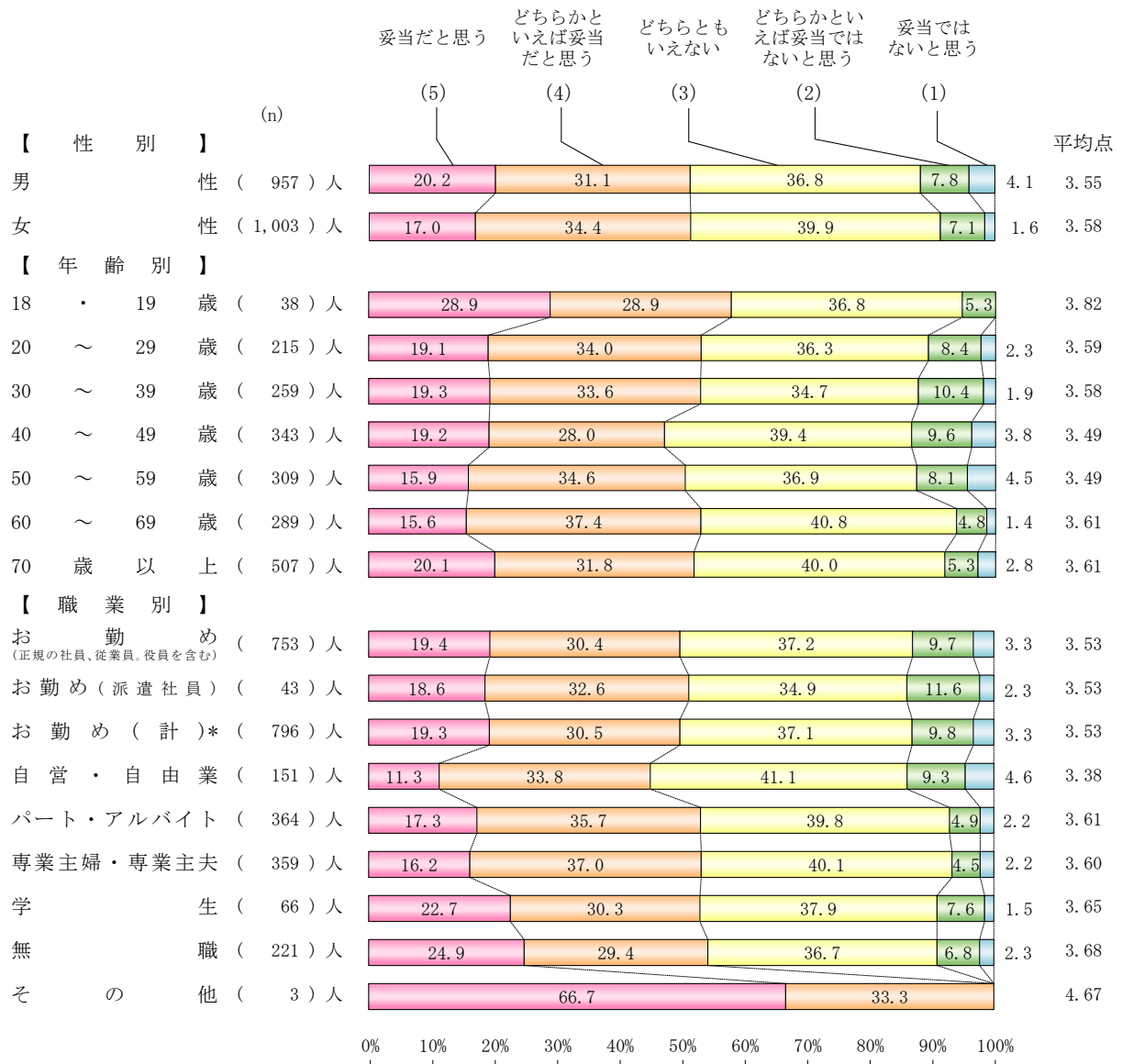
【資料1-1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では54.2%となっています。



裁判員制度で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より高くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は51.4%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は10.2%となっている。

(注) 裁判官のみの裁判 32.1%＝平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値

(注) 裁判員制度 54.2%＝平成29年5月1日から令和3年9月30日までの判決宣告分の数値



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた割合は、男女別、年齢別、職業別では、大きな差はみられない。

9-2 裁判員裁判の傾向について(量刑傾向の変化)

【資料1-2】 裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる。

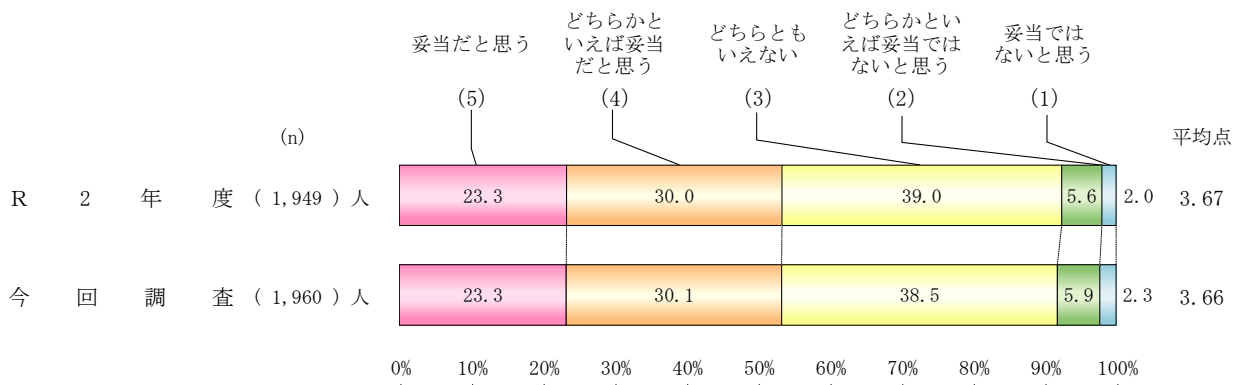
実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂、殺人未遂、傷害致死、強盗致傷、強制性交等致死傷（強姦致傷）、強制わいせつ致死傷

執行猶予判決の割合が上昇した罪

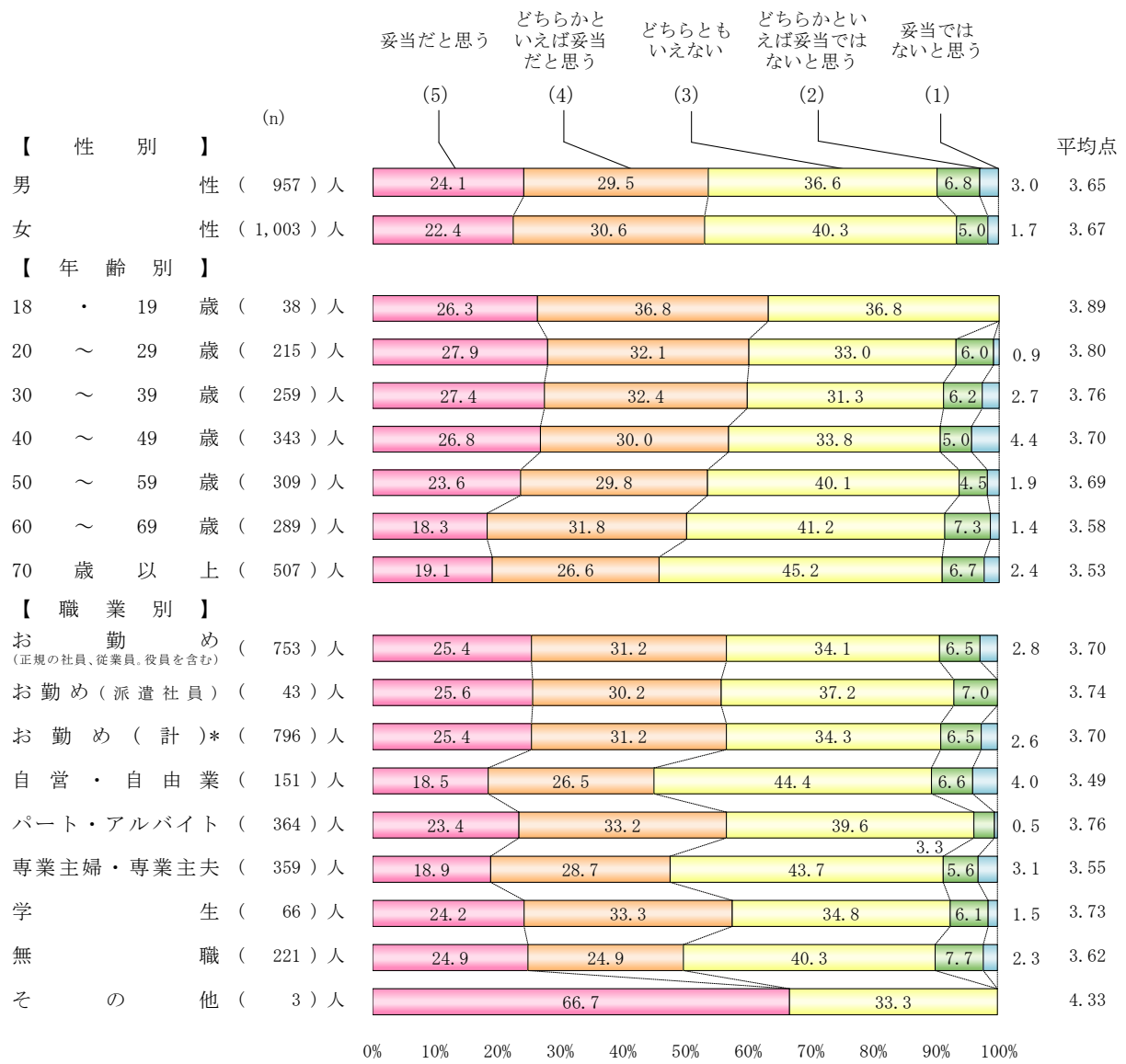
殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷、現住建造物等放火既遂

Q9（小問2） 資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化しています。このことについて、あなたはどのように思いますか。



裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化していることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は53.4%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は8.2%となっている。

※Q9（小問2）は、令和2年度調査から新設した質問である。

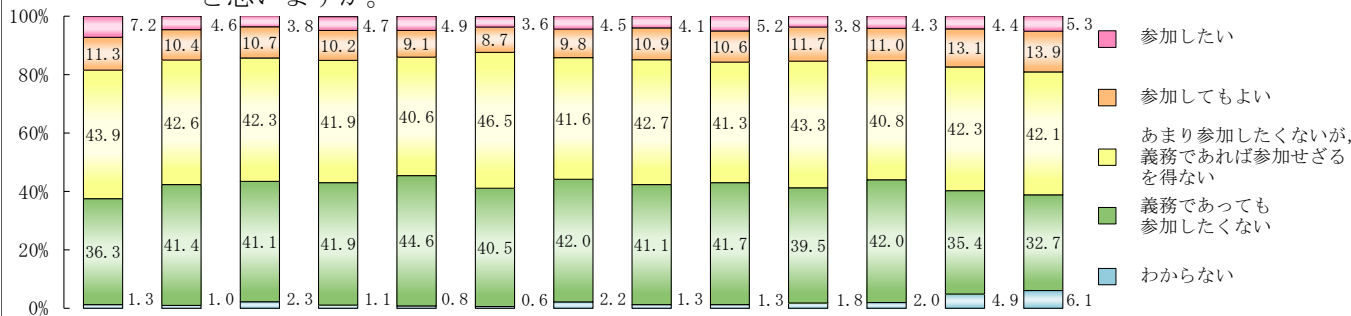


*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化していることについて『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、年齢が高い世代ほど低くなっている。職業別では、自営・自由業、専業主婦・専業主夫が低くなっている。

10 裁判員裁判に参加したいか

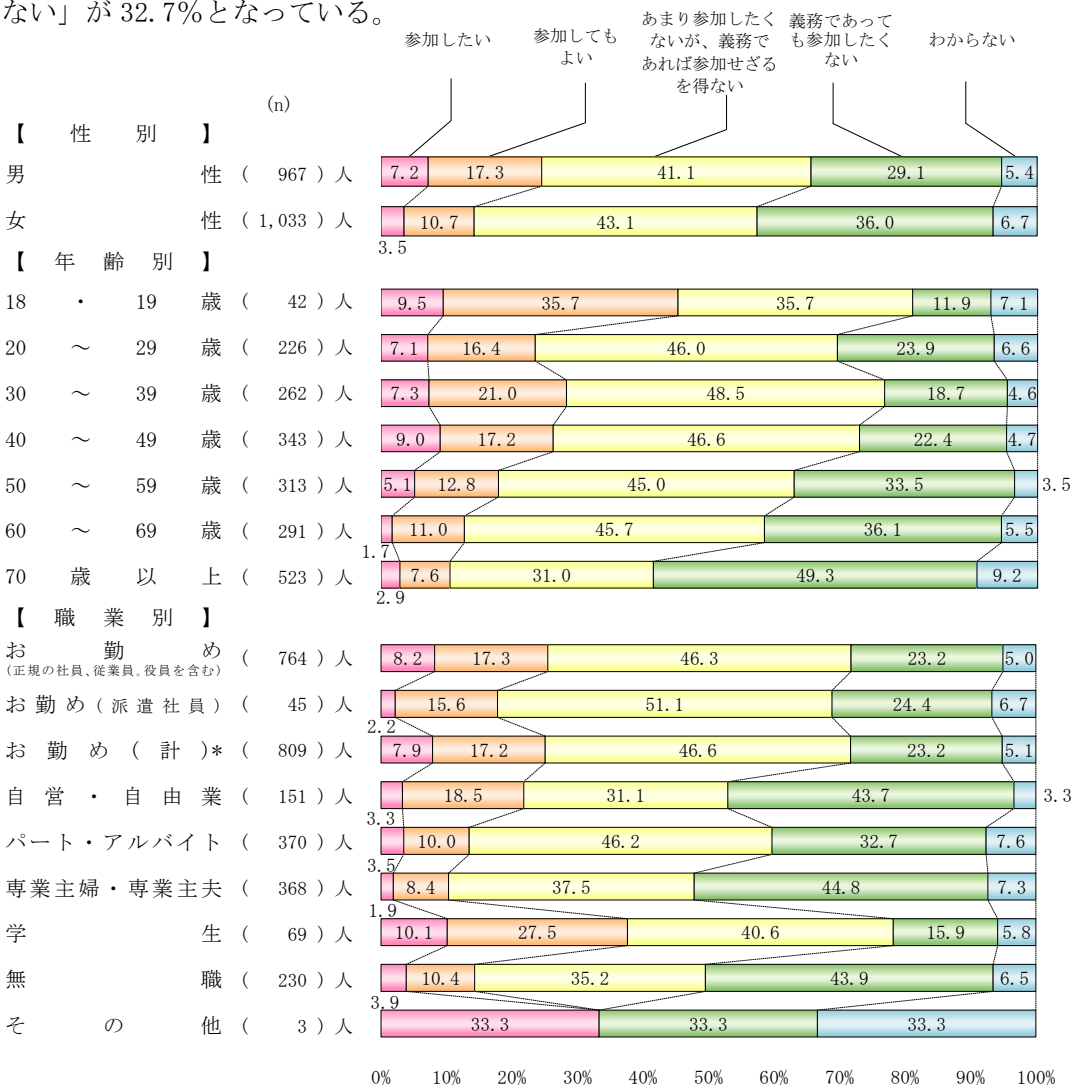
Q10 Q4で裁判や司法全般への興味・関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 今回調査
(n) 2,037人 2,025人 2,000人 2,005人 2,014人 2,011人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人

※ 質問文が、平成21年度～令和元年度は「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いませんか。」であったが、令和2年度調査より「あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。」に変更された。

裁判員裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が5.3%、「参加してもよい」が13.9%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が42.1%、「義務であっても参加したくない」が32.7%となっている。



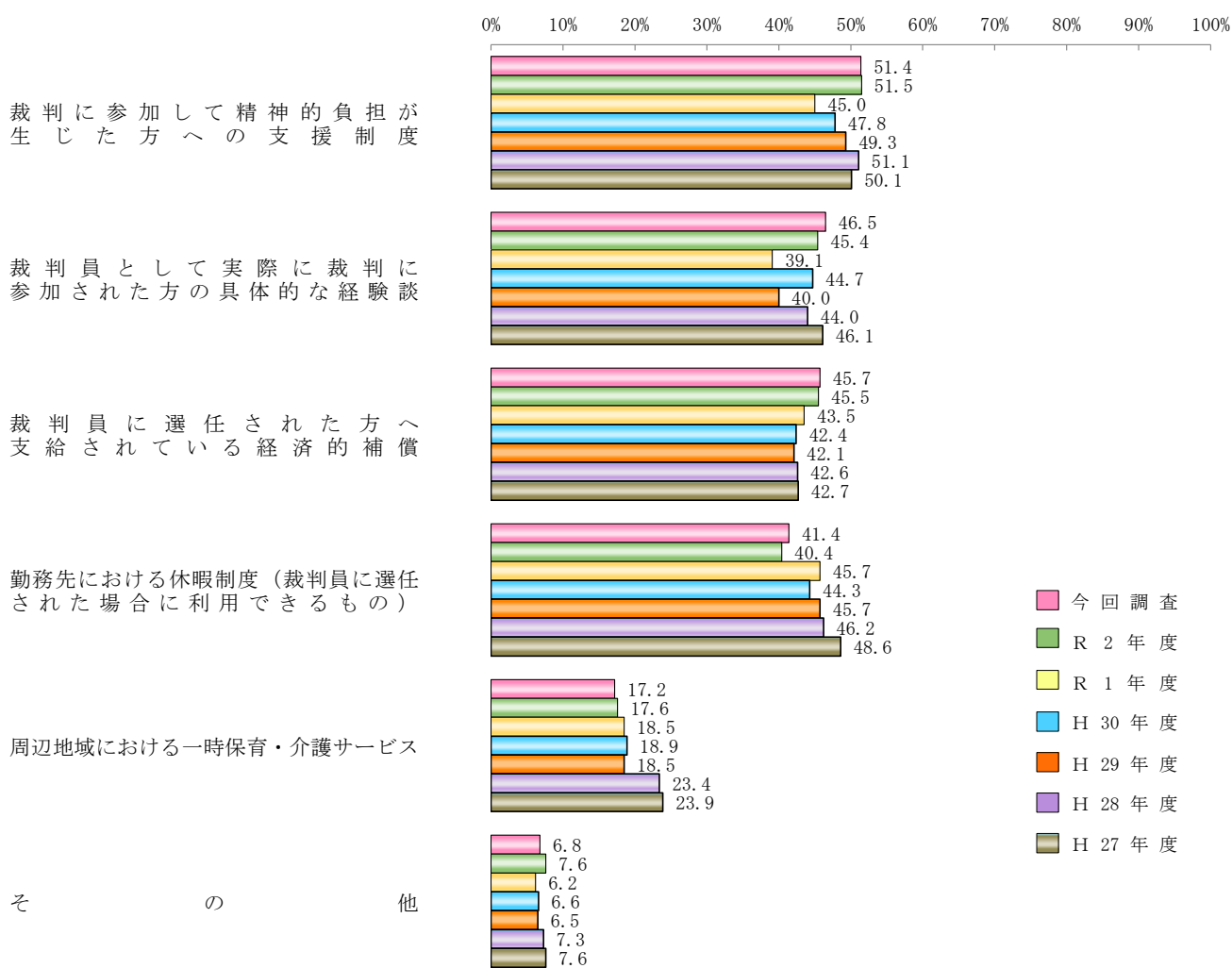
*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、18・19歳が最も高くなっており、50代以下が低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

11 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、42.3%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、97.0%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。(令和2年度アンケート調査結果報告書)

Q11 あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(M. A.)



(n=2,000、M.T.=208.9%)

裁判員に選ばれると仮定した上で、参加意欲を高めるために必要な情報として、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」が51.4%、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」が46.5%、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」が45.7%、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」が41.4%、「周辺地域における一時保育・介護サービス」が17.2%などとなっている。

	該当数 (n)	裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度	裁判員として実際に裁判に参加された方への具体的な経験談	裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償	勤務先における休暇制度に利用できるもの(利用できないもの)	周辺地域における一時保育・介護サービス	その他	回答計
TOTAL	2,000	51.4	46.5	45.7	41.4	17.2	6.8	208.9
【性別】								
男	967	49.6	42.3	49.5	44.6	13.2	6.6	205.9
女	1,033	53.0	50.4	42.1	38.4	20.8	6.9	211.6
【年齢別】								
18・19歳	42	40.5	50.0	35.7	40.5	9.5	2.4	178.6
20～29歳	226	43.8	46.5	48.7	57.1	18.6	3.1	217.7
30～39歳	262	46.6	38.5	63.0	62.6	26.7	3.1	240.5
40～49歳	343	53.6	47.8	54.8	55.1	17.5	4.7	233.5
50～59歳	313	57.5	42.8	51.8	49.2	17.6	5.8	224.6
60～69歳	291	59.8	47.8	36.8	32.6	16.2	8.2	201.4
70歳以上	523	48.0	50.9	31.9	15.3	12.4	11.7	170.2
【職業別】								
お勤め(正規の社員等)*1	764	50.9	43.1	52.4	59.4	14.8	4.3	224.9
お勤め(派遣社員)	45	55.6	46.7	53.3	66.7	15.6	2.2	240.0
お勤め(計)*2	809	51.2	43.3	52.4	59.8	14.8	4.2	225.7
自営・自由業	151	52.3	41.1	48.3	25.2	16.6	7.3	190.7
パート・アルバイト	370	55.7	47.0	53.0	46.8	19.5	6.2	228.1
専業主婦・専業主夫	368	52.2	51.6	29.9	16.8	22.0	9.0	181.5
学生	69	37.7	50.7	50.7	50.7	11.6	4.3	205.8
無職	230	47.0	50.9	32.6	14.8	15.2	13.5	173.9
その他	3	66.7	66.7	33.3	66.7	66.7	-	300.0

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

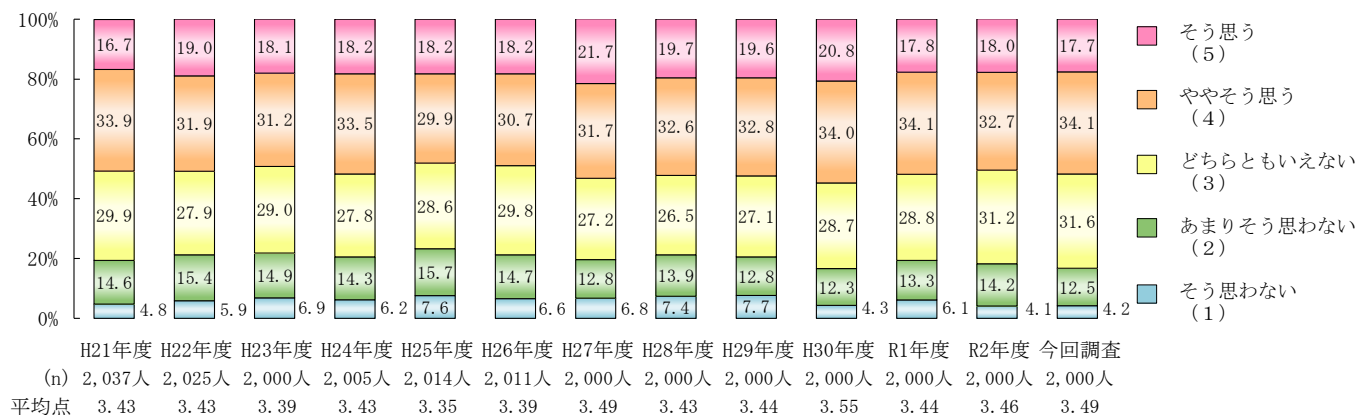
男女別では、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は男性が高く、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は女性が高くなっている。

年齢別では、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、50代と60代が高くなっている。「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」は、20代から50代が高くなっており、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、30代から50代が高くなっている。「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、30代が最も高くなっている。

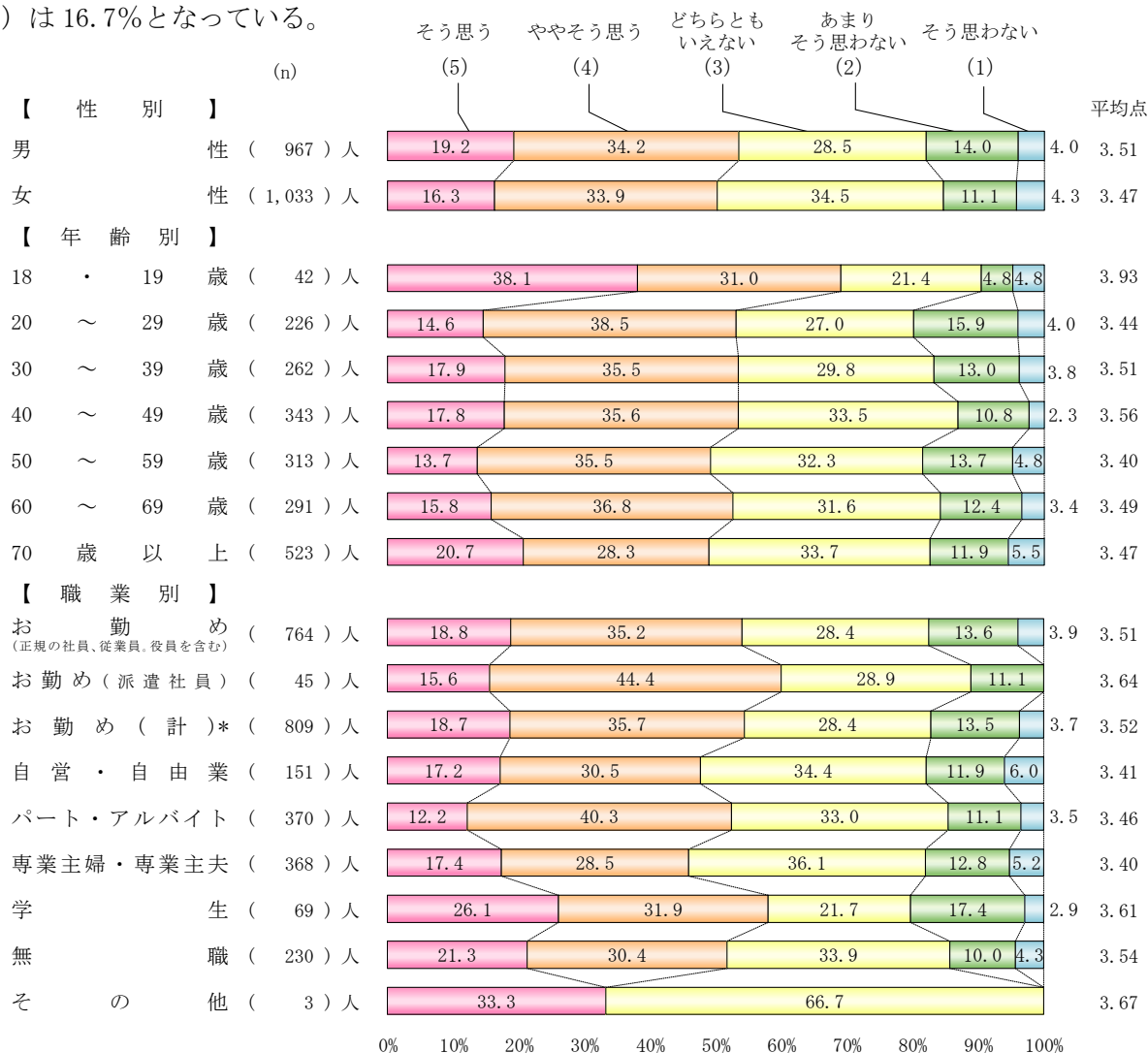
職業別では、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、学生が最も低くなっている。「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」は、お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)とお勤め(派遣社員)が高くなっており、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)とお勤め(派遣社員)とパート・アルバイトが高くなっている。「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。

12 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。



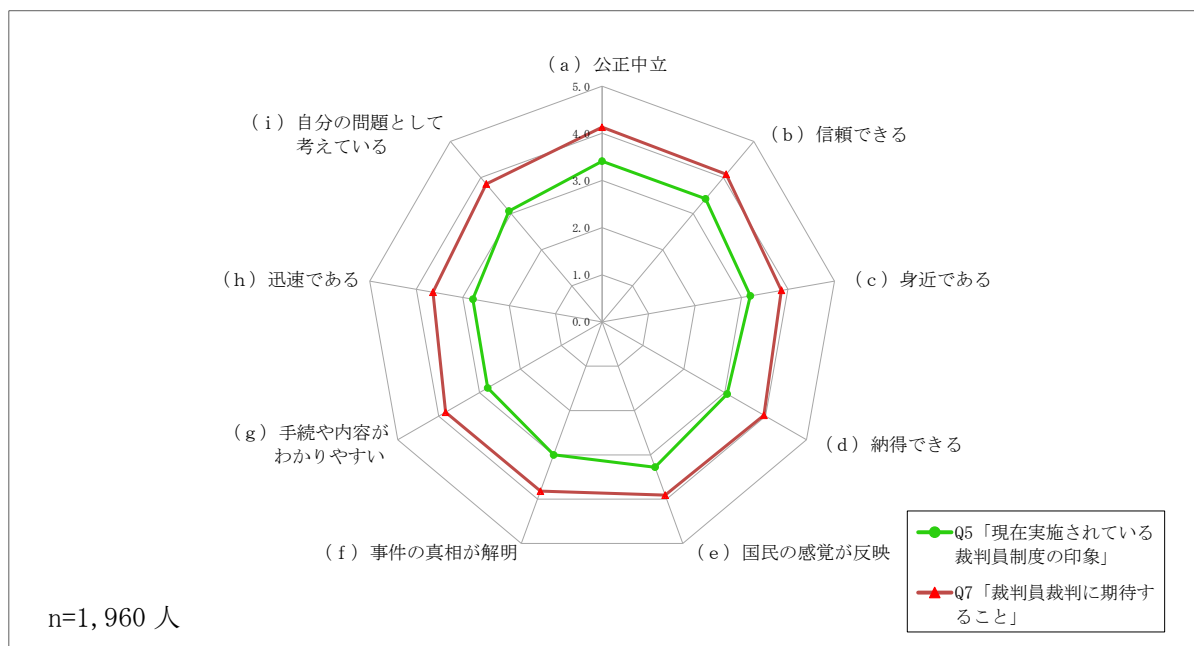
刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は51.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は16.7%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

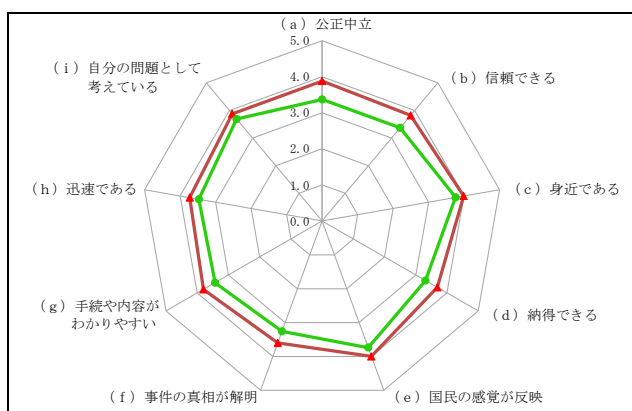
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっている。職業別では、自営・自由業と専業主婦・専業主夫が低くなっている。

13 現在実施の印象・実施への期待の比較

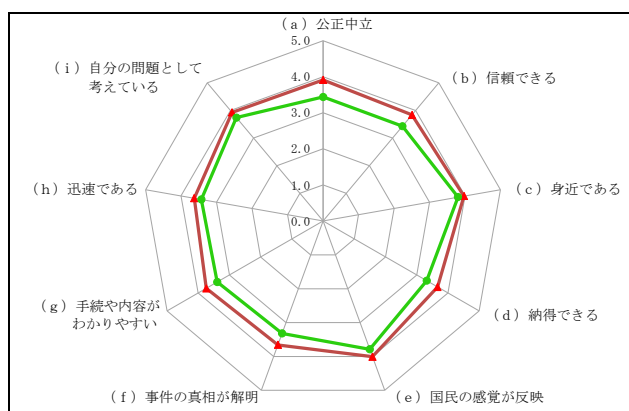


Q 5 : 「現在実施されている裁判員制度の印象」、Q 7 : 「裁判員裁判に期待すること」の各問の 9 項目それぞれの点数を比較してみると、「(a) 公正中立」、「(b) 信頼できる」、「(e) 国民の感覚が反映」は、Q 5 「現在実施されている裁判員制度の印象」の点数が他の項目より高く、評価が高い。

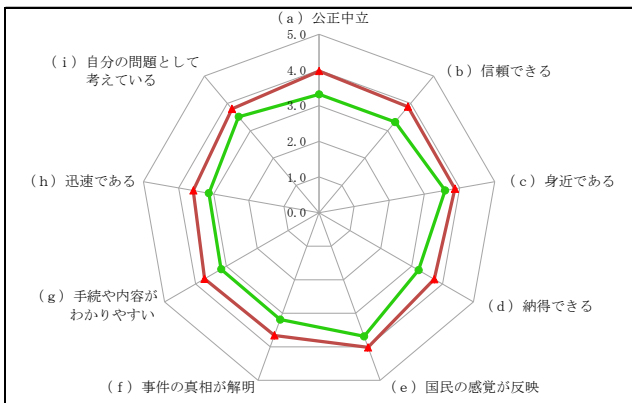
(平成 21 年度調査結果)



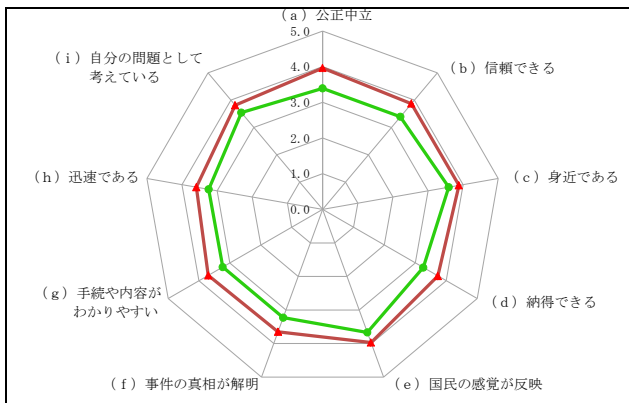
(平成 22 年度調査結果)



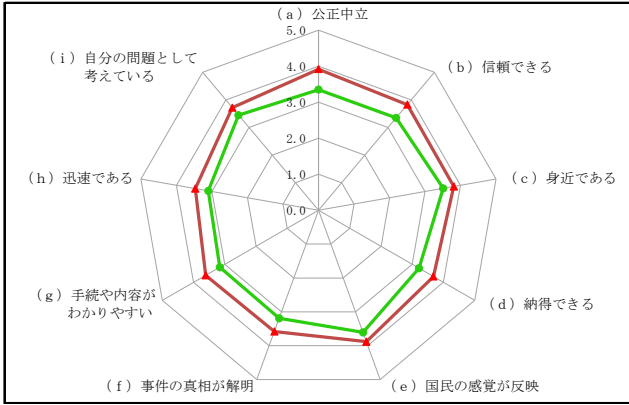
(平成 23 年度調査結果)



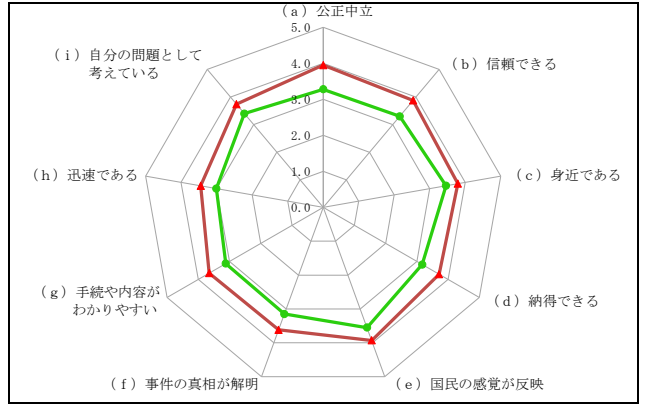
(平成 24 年度調査結果)



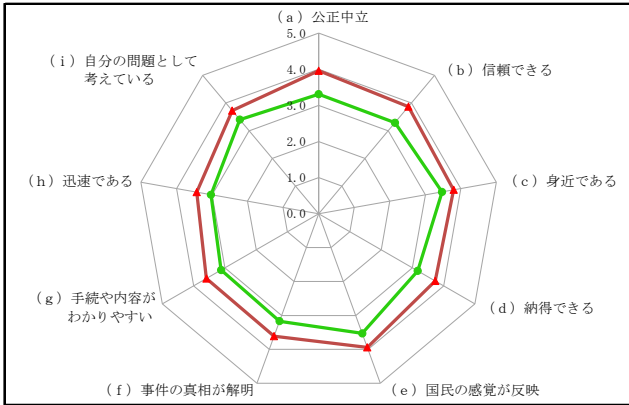
(平成25年度調査結果)



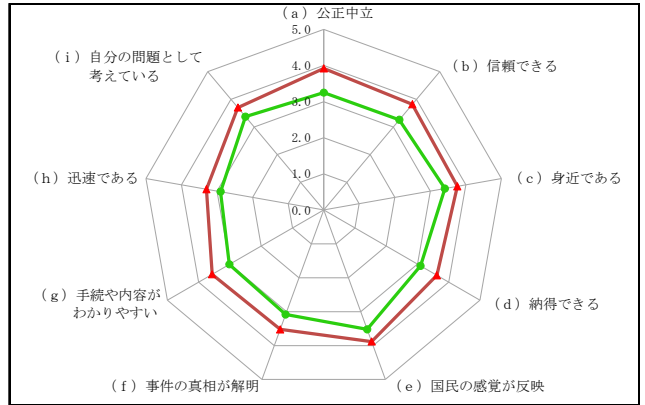
(平成26年度調査結果)



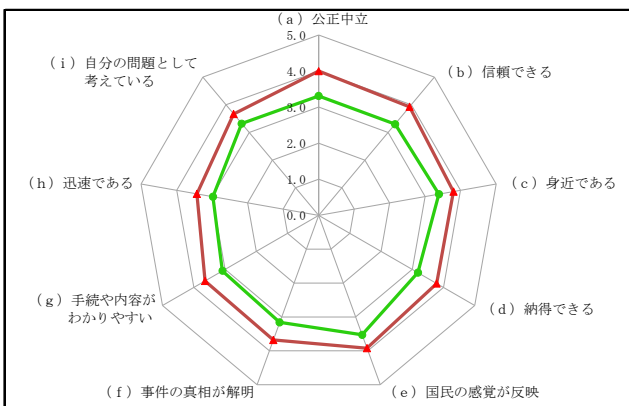
(平成27年度調査結果)



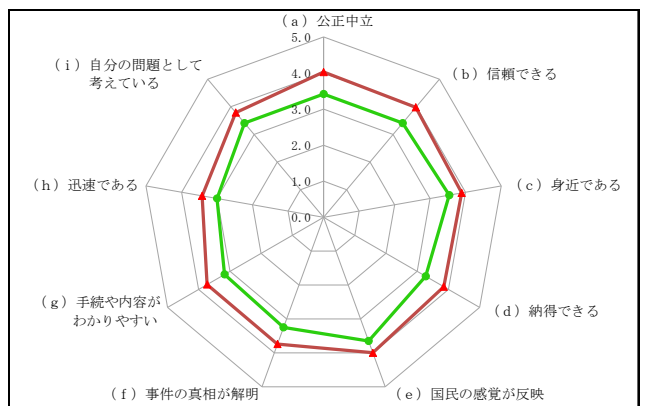
(平成28年度調査結果)



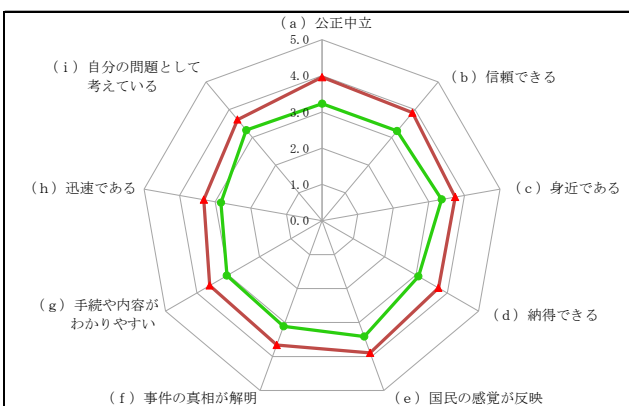
(平成29年度調査結果)



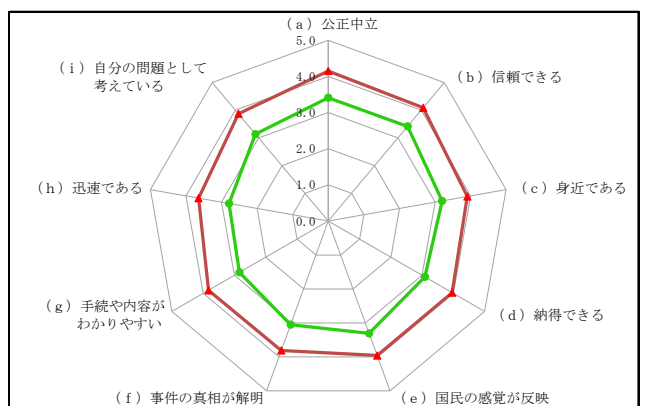
(平成30年度調査結果)



(令和元年度調査結果)



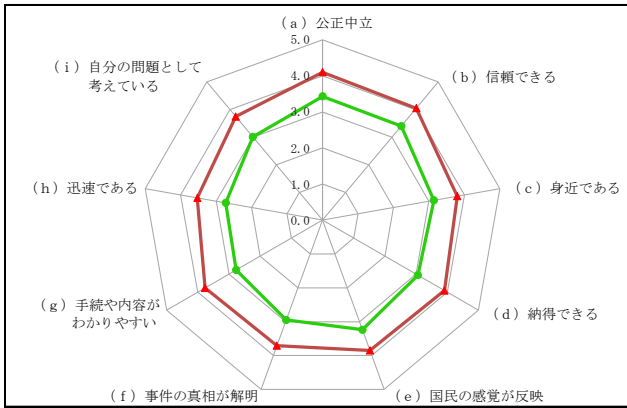
(令和2年度調査結果)



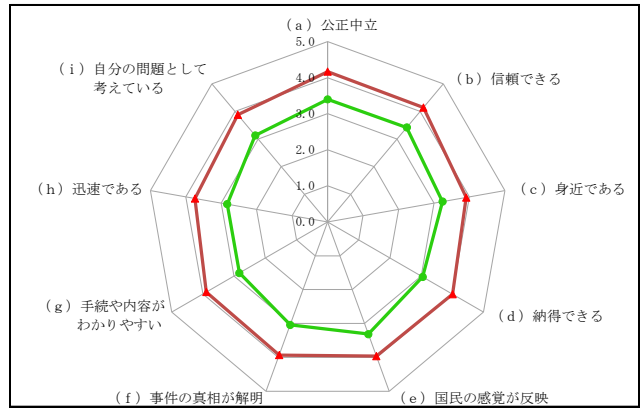
● Q5 「現在実施されている裁判員制度の印象」 ▲ Q7 「裁判員裁判に期待すること」

【性別】（今回調査）

男性

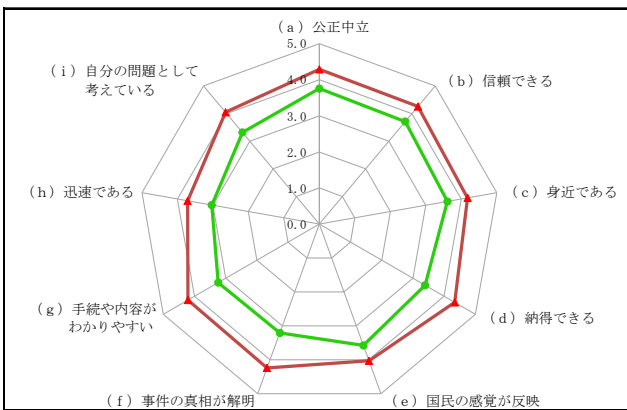


女性

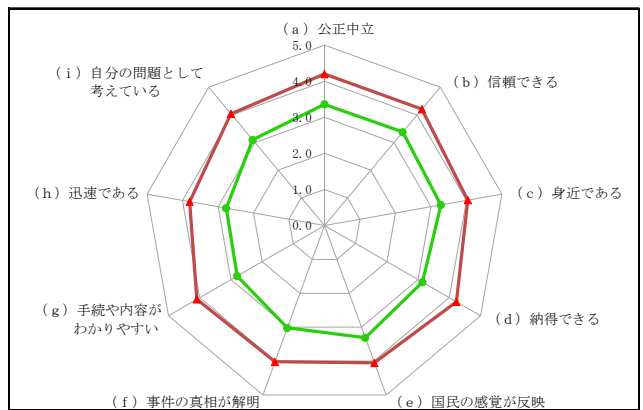


【年齢別】（今回調査）

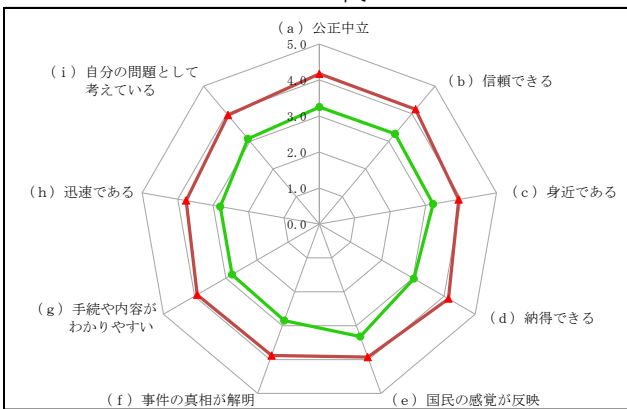
18・19歳



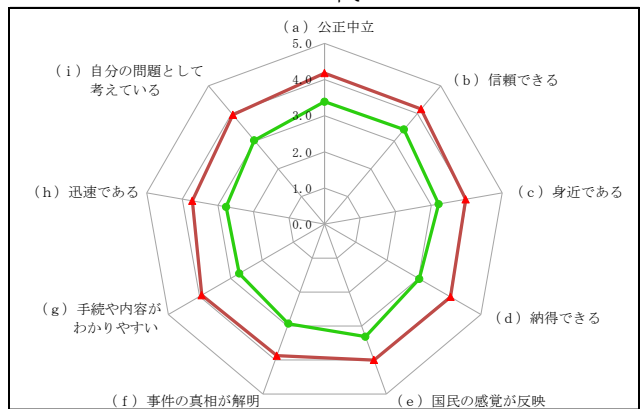
20代



30代



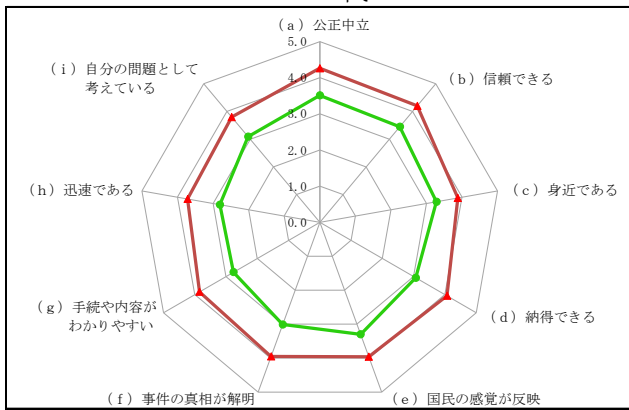
40代



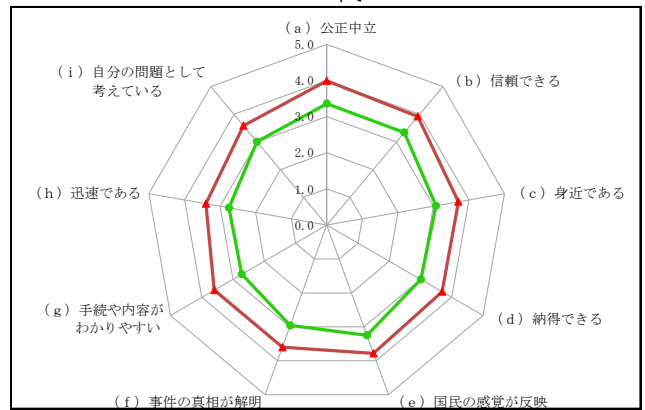
● Q5 「現在実施されている裁判員制度の印象」

▲ Q7 「裁判員裁判に期待すること」

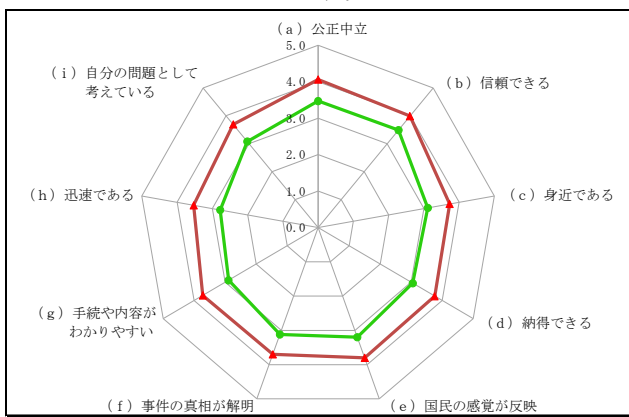
50代



60代

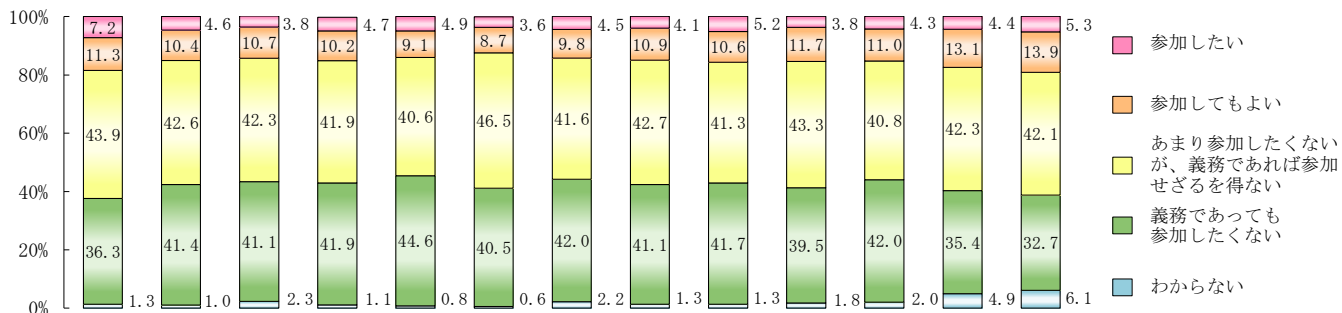


70歳以上



14 【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化(Q10)

Q10 Q4で裁判や司法全般への興味・関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。



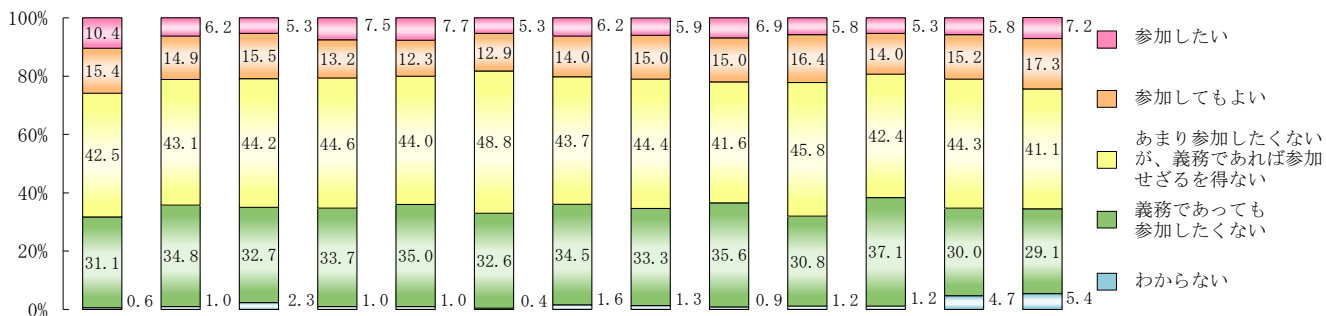
H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 今回調査

(n) 2,037人 2,025人 2,000人 2,005人 2,014人 2,011人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人

※ 質問文が、平成21年度～令和元年度は「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いませんか。」であったが、令和2年度調査より「あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。」に変更された。

【性別】

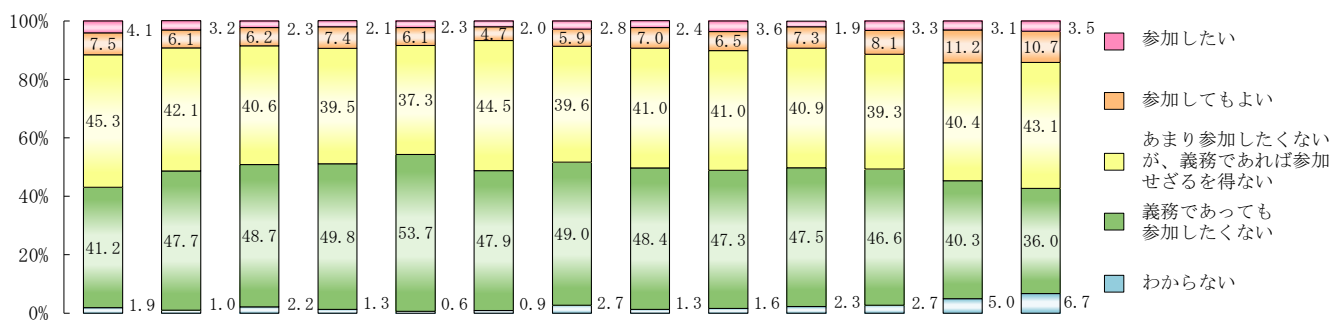
男性



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 今回調査

(n) 988人 980人 957人 976人 975人 972人 965人 966人 969人 965人 966人 963人 967人

女性

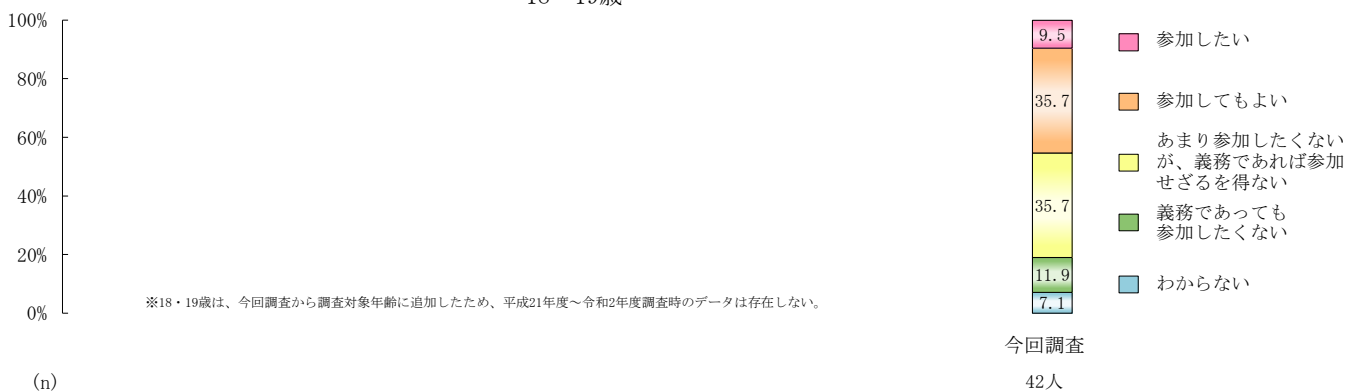


H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 今回調査

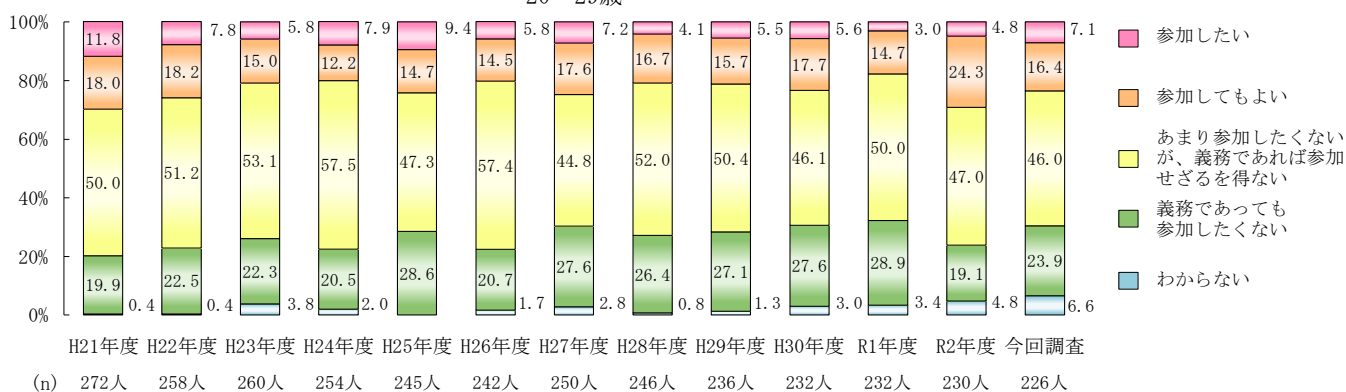
(n) 1,049人 1,045人 1,043人 1,029人 1,039人 1,039人 1,035人 1,034人 1,031人 1,035人 1,034人 1,037人 1,033人

【年齢別】

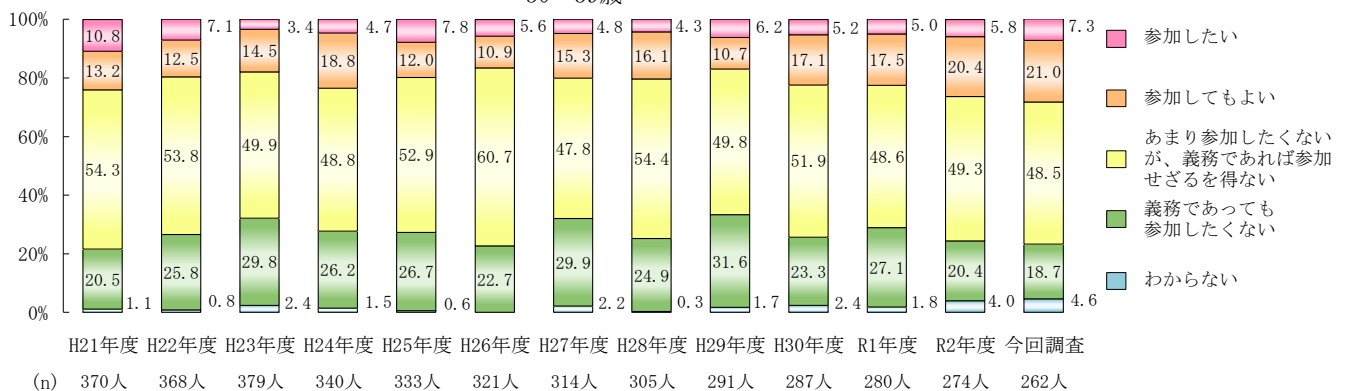
18・19歳



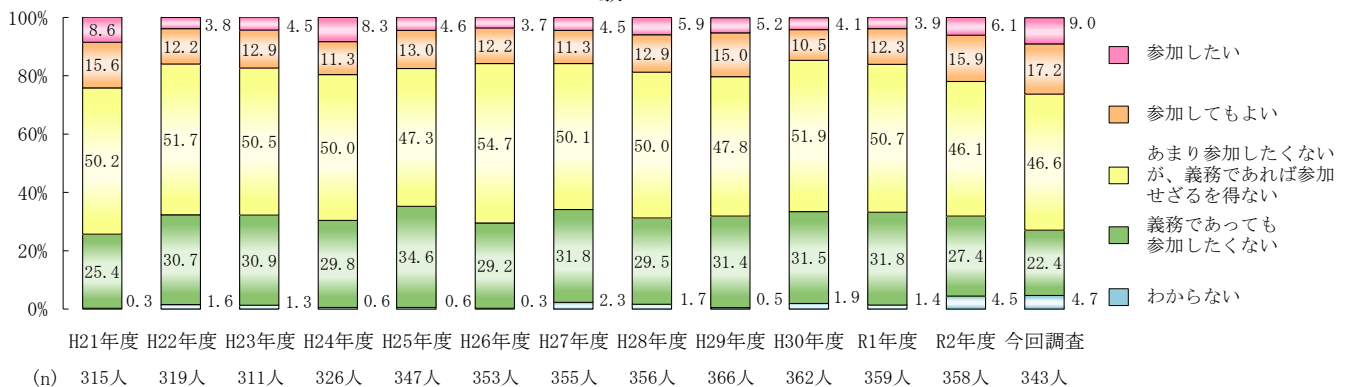
20～29歳

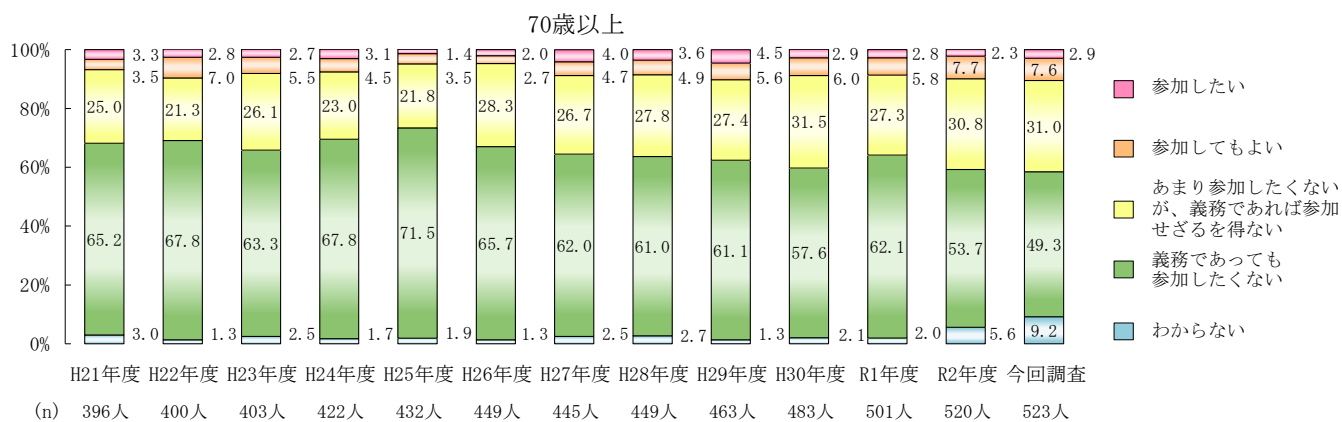
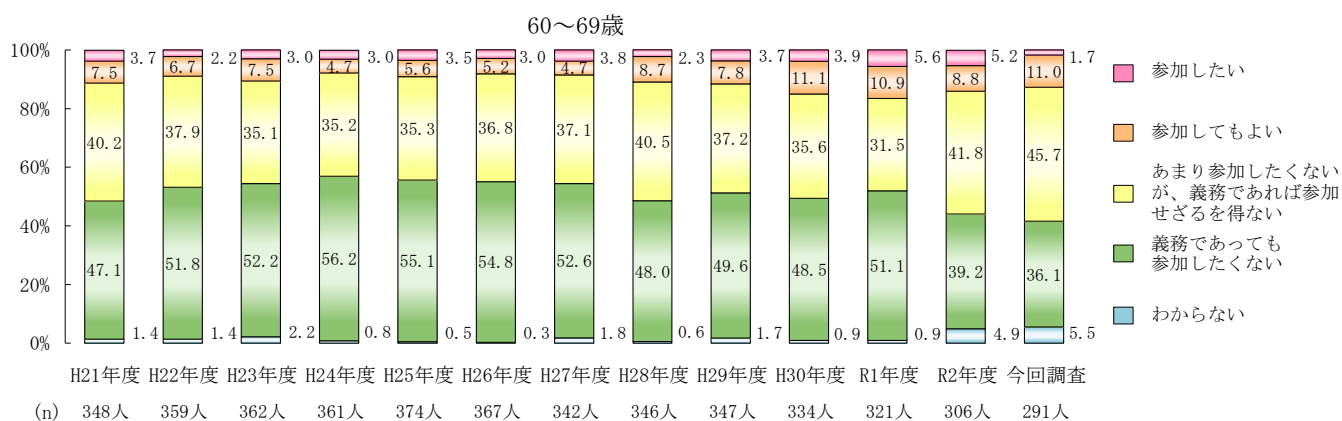
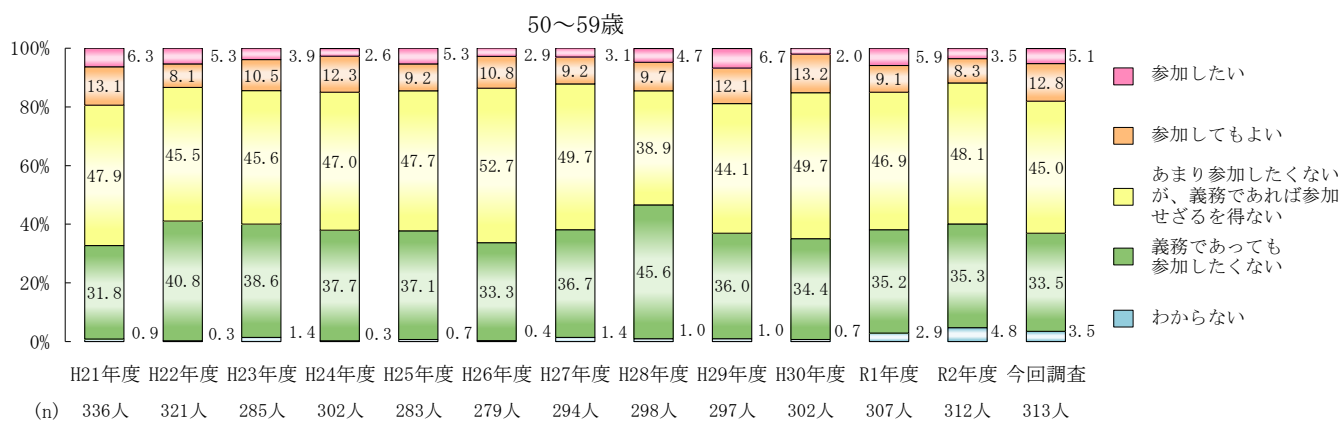


30～39歳



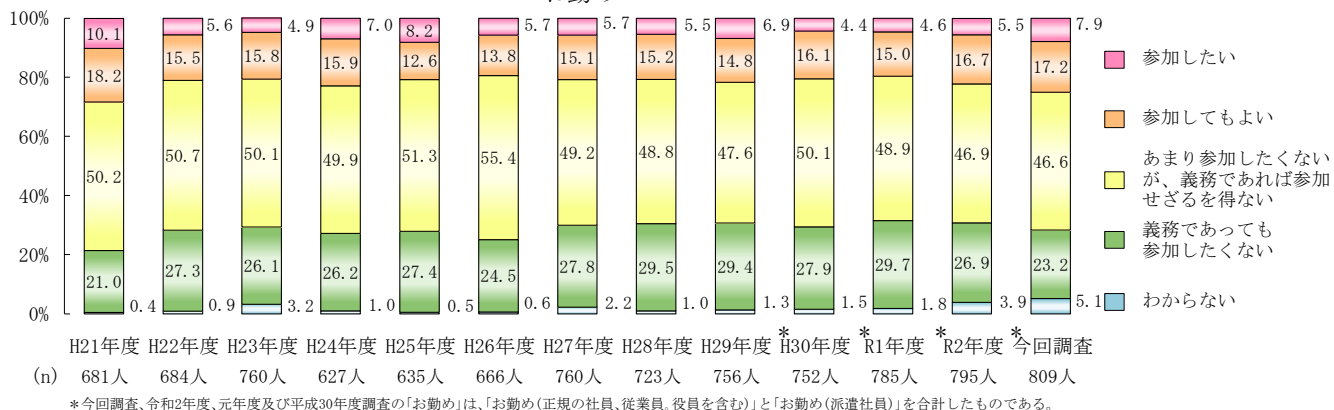
40～49歳



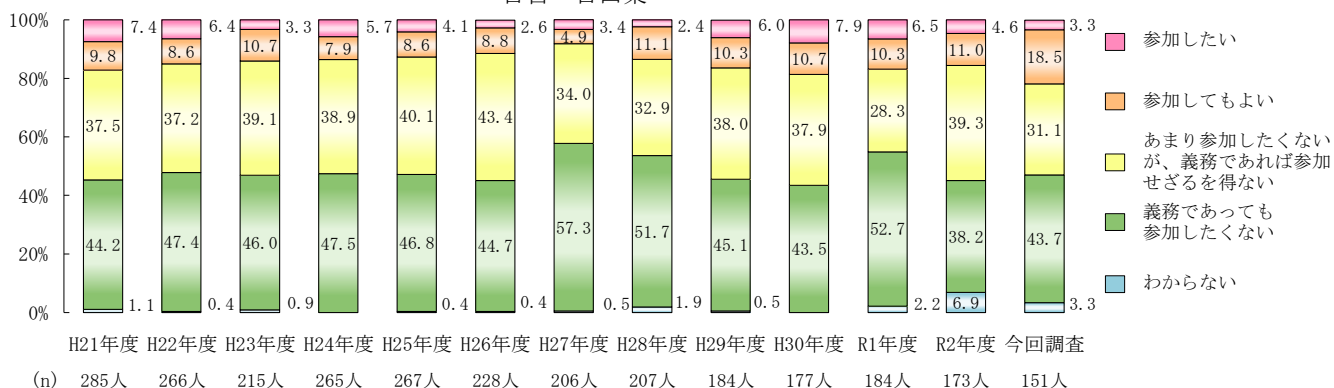


【職業別】

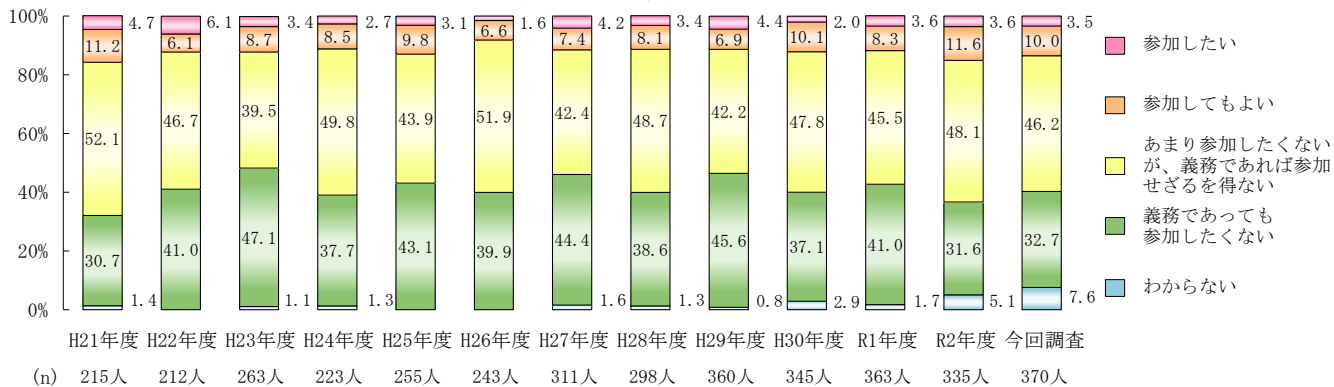
お勤め



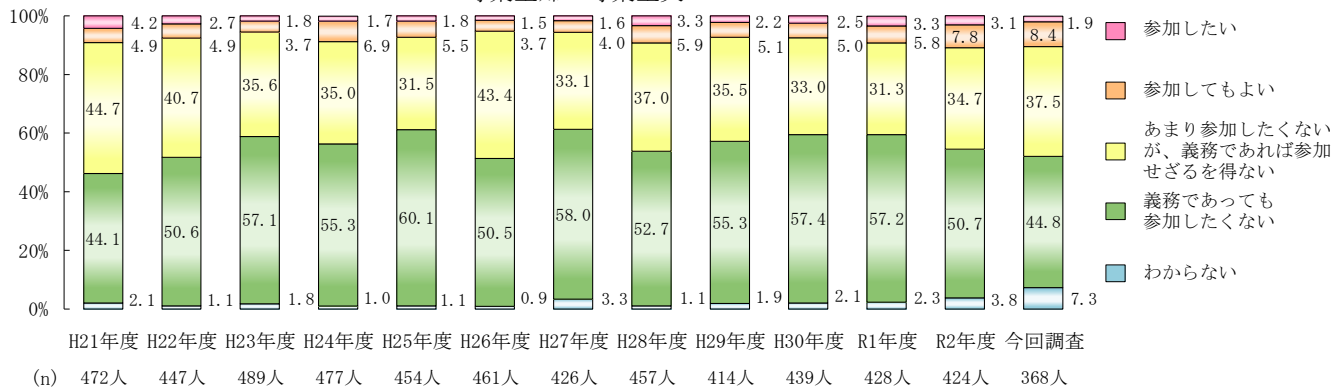
自営・自由業

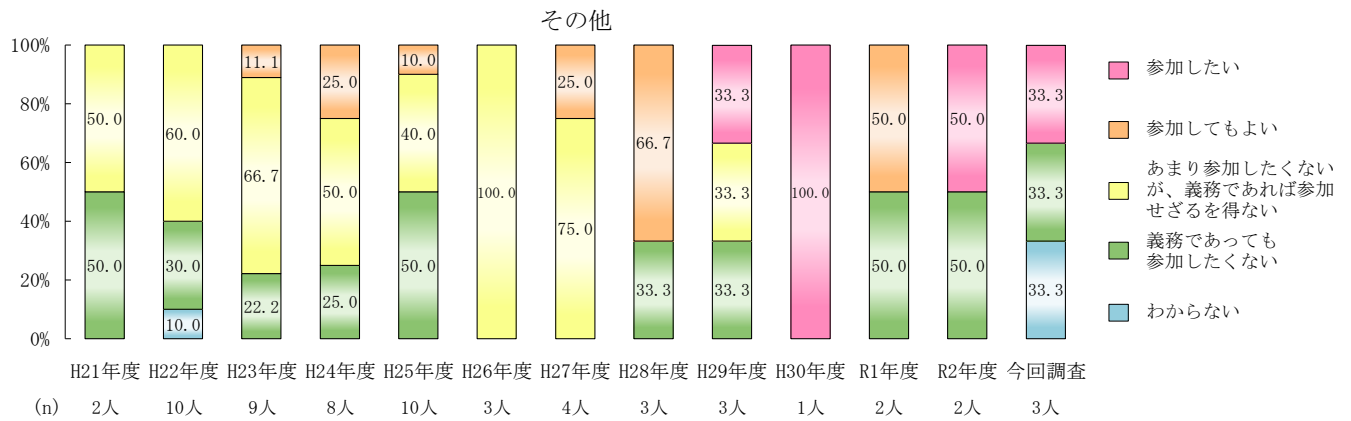
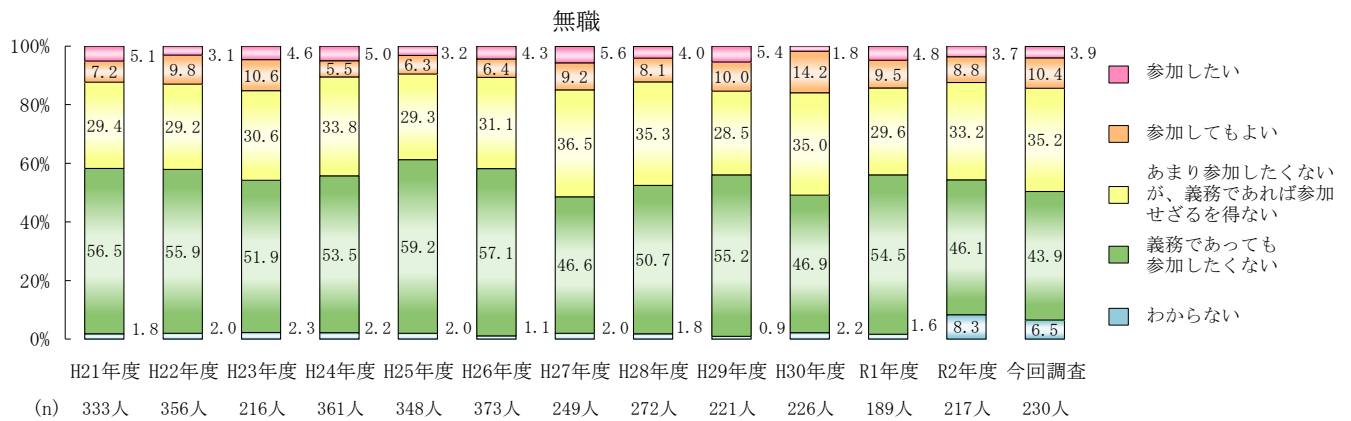
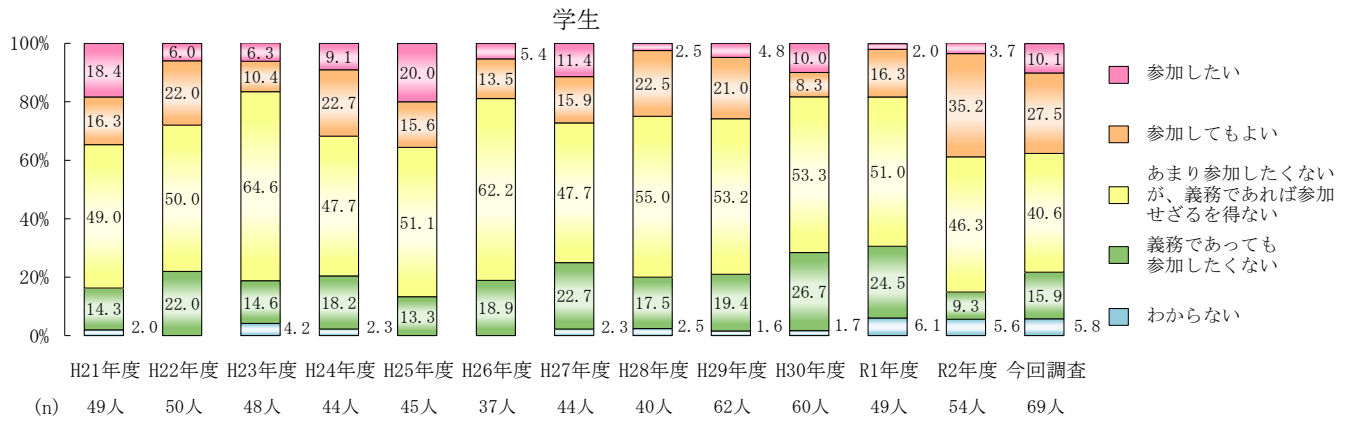


パート・アルバイト



専業主婦・専業主夫





15 集計結果表(Q1、Q2、Q3)

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

※項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

全体

	(a) 裁判員制度が実施されている			(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である			(c) 20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある		
	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
H 21 年 度	2,037	98.2	1.8	2,037	96.6	3.4	2,037	93.3	6.7
H 22 年 度	2,025	99.1	0.9	2,025	98.1	1.9	2,025	93.6	6.4
H 23 年 度	2,000	99.1	1.0	2,000	98.2	1.8	2,000	96.1	3.9
H 24 年 度	2,005	98.5	1.5	2,005	97.0	3.0	2,005	94.5	5.5
H 25 年 度	2,014	98.8	1.2	2,014	96.5	3.5	2,014	93.2	6.8
H 26 年 度	2,011	98.1	1.9	2,011	95.7	4.3	2,011	91.5	8.5
H 27 年 度	2,000	97.8	2.2	2,000	96.8	3.3	2,000	92.2	7.9
H 28 年 度	2,000	98.3	1.8	2,000	97.2	2.9	2,000	93.4	6.7
H 29 年 度	2,000	97.9	2.1	2,000	94.6	5.4	2,000	90.6	9.5
H 30 年 度	2,000	98.3	1.7	2,000	95.9	4.2	2,000	93.5	6.6
R 1 年 度	2,000	98.6	1.5	2,000	95.6	4.5	2,000	92.0	8.1
R 2 年 度	2,000	97.0	3.0	2,000	93.5	6.5	2,000	89.8	10.2
今 回 調 査	2,000	97.0	3.1	2,000	94.5	5.6	2,000	90.8	9.2

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
【 性 別 】									
男 性	967	97.9	2.1	967	96.2	3.8	967	92.0	8.0
女 性	1,033	96.0	4.0	1,033	92.8	7.2	1,033	89.6	10.4
【 年 齢 別 】									
18・19歳	42	85.7	14.3	42	83.3	16.7	42	88.1	11.9
20～29歳	226	92.9	7.1	226	89.4	10.6	226	84.5	15.5
30～39歳	262	98.1	1.9	262	94.7	5.3	262	92.0	8.0
40～49歳	343	99.7	0.3	343	96.5	3.5	343	95.3	4.7
50～59歳	313	98.4	1.6	313	97.1	2.9	313	91.4	8.6
60～69歳	291	98.3	1.7	291	96.9	3.1	291	92.8	7.2
70歳以上	523	95.6	4.4	523	93.1	6.9	523	88.7	11.3
【 職 業 別 】									
お勤め(正規の社員等)*1	764	97.8	2.2	764	96.3	3.7	764	92.3	7.7
お勤め(派遣社員)	45	95.6	4.4	45	88.9	11.1	45	75.6	24.4
お勤め(計)*2	809	97.7	2.3	809	95.9	4.1	809	91.3	8.7
自営・自由業	151	100.0	-	151	98.0	2.0	151	96.0	4.0
パート・アルバイト	370	96.8	3.2	370	93.0	7.0	370	90.0	10.0
専業主婦・専業主夫	368	96.2	3.8	368	93.2	6.8	368	90.2	9.8
学 生	69	91.3	8.7	69	91.3	8.7	69	85.5	14.5
無 職	230	95.7	4.3	230	92.2	7.8	230	89.1	10.9
そ の 他	3	100.0	-	3	100.0	-	3	100.0	-

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

※(c)の質問項目は、平成28年度調査から「20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある」。

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。

当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

全体

	(n)	新聞報道	雑誌・書籍等 ※1	(雑誌) ※2	(書籍等) ※2	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	SNS (フェイスブック・ ツイッターなど) ※1	各種パンフレット	家族 友人・知人等の話	学校教育 (法教育) ※1	勤務先での話	裁判員制度に関する広 報行事(出張講義、説明 会、親子見学会等) ※3	その他	わからない	回答計
H 21 年 度	2,010	74.2		9.5	4.1	96.5	13.7	11.7		7.3	15.1		8.7	2.6	1.0	0.0	241.4
H 22 年 度	2,013	73.2		8.6	4.8	97.2	13.9	13.0		5.5	14.7		7.6	1.1	0.9	-	239.9
H 23 年 度	1,988	73.3		9.0	3.8	95.3	14.2	13.1		5.9	17.6		8.8	2.2	1.2	0.1	243.0
H 24 年 度	1,986	67.2		7.9	4.6	95.1	12.0	12.6		4.6	15.1		6.4	1.8	1.5	0.2	226.6
H 25 年 度	1,999	68.4		7.5	3.2	94.6	12.7	14.0		3.8	14.4		6.8	1.1	1.2	0.1	228.3
H 26 年 度	1,984	66.1		7.5	4.2	95.8	12.0	16.0		4.1	13.4		6.4	1.3	1.4	0.2	227.2
H 27 年 度	1,964	64.1		7.7	3.3	95.3	12.9	16.6		3.7	16.6		7.2	1.1	0.6	0.1	228.2
H 28 年 度	1,976	62.0		9.3	4.2	94.1	12.4	18.1		3.8	14.3		7.5	1.2	1.8	0.1	227.7
H 29 年 度	1,965	57.6		5.5	3.6	93.7	8.6	15.4		4.1	16.1		7.0	1.0	1.5	0.3	215.0
H 30 年 度	1,974	56.8		5.0	3.0	93.0	9.2	15.2		3.0	15.7		6.3	1.1	1.7	0.2	208.6
R 1 年 度	1,974	52.6		5.0	3.0	92.5	7.4	16.8		2.7	13.1		5.4	0.9	1.9	-	201.0
R 2 年 度	1,949	51.4	9.5			83.6	7.5	17.3	2.1	3.4	15.1	6.0	7.7	3.3	0.8	3.2	207.7
今 回 調 査	1,960	50.3	9.5			79.0	8.3	18.2	3.3	2.6	15.5	6.5	7.4	2.7	1.9	3.6	205.3

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	【年齢別】	【職業別】	(今回調査)														
【性別】																	
男 性	957	53.4	11.6			75.4	10.2	22.5	3.3	2.4	14.0	7.0	10.4	3.2	1.9	3.3	215.5
女 性	1,003	47.4	7.6			82.5	6.5	14.1	3.2	2.8	16.8	6.1	4.6	2.2	2.0	3.8	195.6
【年齢別】																	
18・19歳	38	18.4	2.6			28.9	-	13.2	5.3	-	15.8	60.5	-	-	2.6	10.5	147.4
20～29歳	215	17.2	5.6			56.7	2.8	20.9	8.8	0.5	15.8	32.6	4.2	0.5	1.4	4.7	167.0
30～39歳	259	26.3	4.6			75.7	3.1	30.5	5.4	1.9	17.0	6.9	12.4	1.2	1.5	5.8	186.5
40～49歳	343	40.5	7.9			79.0	5.0	29.4	2.0	1.7	13.7	1.5	10.5	0.6	3.5	4.4	195.3
50～59歳	309	54.0	12.0			84.1	9.1	20.4	3.2	3.2	13.6	1.3	9.1	5.5	3.6	2.3	219.1
60～69歳	289	72.3	11.1			86.2	8.0	11.1	2.4	3.5	17.0	1.0	8.7	4.5	0.7	1.0	226.3
70歳以上	507	70.8	13.0			86.8	16.0	6.1	1.0	3.7	16.0	1.0	3.2	3.4	1.0	3.2	221.9
【職業別】																	
お勤め(正規の社員等)※4	753	42.6	8.4			76.8	6.5	26.3	4.1	2.3	15.9	7.7	13.5	2.9	2.1	2.8	209.2
お勤め(派遣社員)	43	32.6	14.0			79.1	7.0	14.0	11.6	2.3	9.3	4.7	2.3	4.7	-	7.0	181.4
お勤め(計)※5	796	42.1	8.7			76.9	6.5	25.6	4.5	2.3	15.6	7.5	12.9	3.0	2.0	3.0	207.7
自営・自由業	151	62.3	13.2			82.8	11.9	17.2	2.6	0.7	14.6	1.3	1.3	1.3	1.3	5.3	210.6
パート・アルバイト	364	44.2	8.8			82.4	6.0	17.0	3.6	1.6	15.1	3.0	5.5	2.7	1.6	3.3	191.8
専業主婦・専業主夫	359	60.2	7.5			88.3	9.5	7.5	1.4	4.5	20.3	1.4	1.7	2.8	2.5	3.6	207.5
学 生	66	12.1	6.1			24.2	3.0	12.1	1.5	-	7.6	68.2	-	-	1.5	10.6	136.4
無 職	221	76.5	15.4			79.6	15.4	13.1	2.3	4.5	10.4	2.3	6.8	3.2	1.8	2.7	231.2
そ の 他	3	100.0	33.3			100.0	33.3	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	300.0

※1 「雑誌・書籍等」「学校教育(法教育)」「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」は令和2年度調査より新設された選択肢のため、平成21年度～令和元年度調査時のデータは存在しない。

※2 「雑誌」「書籍等」は令和2年度調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、令和2年度・今回調査のデータは存在しない。

※3 「裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)」は、令和2年度調査より「裁判員制度に関する各種説明会」から変更された。

※4 「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」

※5 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

*Q4～Q12については、8頁～41頁を参照。

Ⅲ 調査票（付：今回調査単純集計結果）

裁判員制度の運用に関する意識調査

令和4年1月

【回答票1】

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。（各1つだけ○）

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。

(n=2,000)

	知っている	知らない
(a) 裁判員制度が実施されている	97.0	3.1
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	94.5	5.6
(c) 20歳以上で選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	90.8	9.2

※Q1の(a)～(c)でいずれも「2知らない」と回答した人は、Q10へ

<Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～9をお伺いします>

【回答票2】

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。

これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。(各1つだけ○)

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。

	(n=1,960)	知っている	知らない
(a) 裁判員になるために特に法律の知識は必要ない		71.7	28.3
(b) 裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている		11.3	88.7
(c) 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている		69.9	30.1
(d) 裁判員候補者や裁判員として裁判所に来る方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる		44.1	55.9
(e) 裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない		20.2	79.8
(f) 裁判員経験者の多く(約97%)がやってみてよかったとの感想を持っている		7.6	92.4

【回答票3】

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(いくつでも○)

50.3	1	新聞報道
9.5	2	雑誌・書籍等
79.0	3	テレビ報道
8.3	4	ラジオ報道
18.2	5	インターネット
3.3	6	SNS(フェイスブック・ツイッターなど)
2.6	7	各種パンフレット
15.5	8	家族・友人・知人等の話
6.5	9	学校教育(法教育)
7.4	10	勤務先での話
2.7	11	裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)
1.9	12	その他(具体的に)
3.6	13	わからない

(n=1,960、M.T.=205.3%)

【回答票4】

Q4 あなたは裁判や司法への興味や関心はありますか。(1つだけ○)

(n=1,960)

27.0	1	ある
29.5	2	ない
43.5	3	どちらともいえない

【回答票5】

- Q5 あなたは、現在実施されている裁判員制度についてどのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各1つだけ○)
 ※項目ごとに「1 そう思う、2 ややそう思う、3 どちらともいえない、4 あまりそう思わない、5 そう思わない」の5つから回答を選択してください。

(各項目 n=1,960)	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a) 裁判が公正中立なものになっている	12.1	31.3	44.7	9.4	2.4	3.41
(b) 裁判が信頼できるものになっている	11.0	34.2	42.2	10.0	2.6	3.41
(c) 裁判所や司法が身近になっている	12.1	30.8	29.0	20.3	7.9	3.19
(d) 裁判の結果(判断)が納得できるものになっている	4.4	19.7	58.2	12.7	5.1	3.06
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなっている	9.6	32.1	39.7	13.6	4.9	3.28
(f) 事件の真相が解明されている	4.7	20.1	51.4	18.1	5.7	3.00
(g) 裁判の 절차や内容がわかりやすくなっている	3.8	15.5	47.9	22.9	10.0	2.80
(h) 裁判が迅速になっている	4.4	12.9	49.4	23.1	10.2	2.78
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになってきている	7.0	26.7	39.9	19.2	7.1	3.07

【回答票6】

- Q6 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(いくつでも○)

46.4	1	新聞報道
9.6	2	雑誌・書籍等
77.2	3	テレビ報道
8.2	4	ラジオ報道
21.7	5	インターネット
6.3	6	SNS (フェイスブック・ツイッターなど)
1.6	7	裁判への関与
1.1	8	裁判傍聴
11.1	9	家族・友人・知人等の話
2.8	10	学校教育(法教育)
3.9	11	勤務先での話
1.3	12	裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)
3.6	13	専門家、識者等の話
13.8	14	特に原因はなく、自分でそのように考えた
1.3	15	その他(具体的に)
3.7	16	わからない

(n=1,960、M.T.=209.9%)

【回答票7】

- Q7 あなたが、裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各1つだけ○)
 ※項目ごとに「1 そう思う、2 ややそう思う、3 どちらともいえない、4 あまりそう思わない、5 そう思わない」の5つから回答を選択してください。

(各項目 n=1,960)	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a) 裁判がより公正中立なものになる	44.1	32.8	17.2	4.2	1.7	4.13
(b) 裁判がより信頼できるものになる	42.8	31.6	19.4	4.5	1.6	4.09
(c) 裁判所や司法がより身近になる	29.3	37.6	25.2	5.5	2.4	3.86
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	37.0	30.4	26.2	4.6	1.8	3.96
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚がより反映されやすくなる	32.0	35.8	24.9	5.4	1.9	3.91
(f) 事件の真相がより解明される	35.2	25.4	28.8	8.0	2.7	3.82
(g) 裁判の手続や内容がよりわかりやすくなる	30.7	32.4	28.5	6.4	2.0	3.83
(h) 裁判がより迅速になる	28.4	23.8	34.7	9.3	3.7	3.64
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる	27.8	36.5	27.7	5.7	2.3	3.82

【回答票8】

- Q8 Q2で裁判員裁判の実情について知っていることを伺いましたが、あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(いくつでも○)

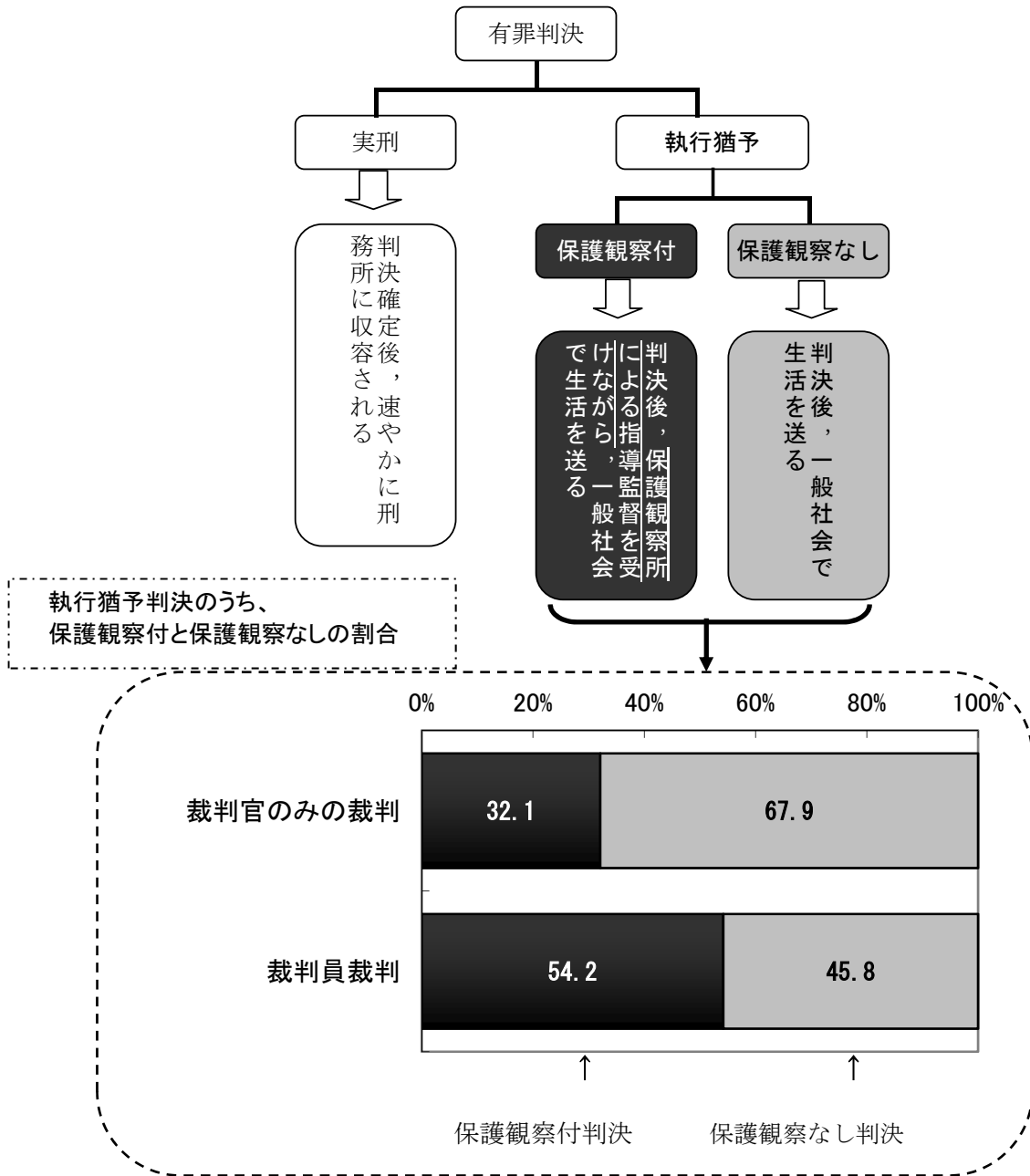
73.8	1	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
55.9	2	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
46.5	3	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
40.4	4	冷静に判断できる自信がない
44.0	5	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある
40.2	6	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある
24.3	7	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
25.1	8	裁判に参加することで仕事に支障が生じる
12.2	9	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
3.5	10	特にない
2.1	11	その他(具体的に)
1.9	12	わからない

(n=1,960、M. T. = 368.1%)

Q9 (小問1) <資料1-1をよく読んでからお答えください>

【資料1-1】

刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、**裁判官のみの裁判では32.1%**であるのに対し、**裁判員裁判では54.2%**となっています。



このような傾向について、あなたはどのように思いますか。(1つだけ○)

(n=1,960)

- 18.6 1 妥当だと思う
- 32.8 2 どちらかといえば妥当だと思う
- 38.4 3 どちらともいえない
- 7.4 4 どちらかといえば妥当ではないと思う
- 2.8 5 妥当ではないと思う

【回答票9-2】

Q9 (小問2) <資料1-2をよく読んでからお答えください>

【資料1-2】

裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる。

実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂、殺人未遂、傷害致死、強盗致傷

強制性交等致死傷（強姦致傷）、強制わいせつ致死傷

執行猶予判決の割合が上昇した罪

殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷

現住建造物等放火既遂

資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化しています。このことについて、あなたはどのように思いますか。（1つだけ○）

(n=1,960)

- | | | |
|------|---|-------------------|
| 23.3 | 1 | 妥当だと思う |
| 30.1 | 2 | どちらかといえば妥当だと思う |
| 38.5 | 3 | どちらともいえない |
| 5.9 | 4 | どちらかといえば妥当ではないと思う |
| 2.3 | 5 | 妥当ではないと思う |

<全員の方に>

【回答票10】

Q10 Q4で裁判や司法全般への興味、関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いますか。（1つだけ○）

(n=2,000)

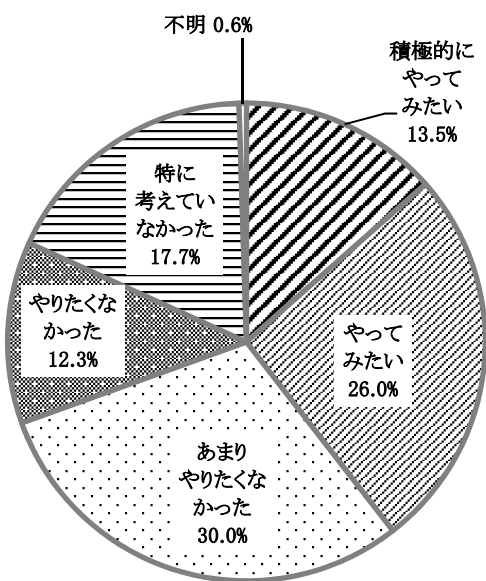
- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 5.3 | 1 | 参加したい |
| 13.9 | 2 | 参加してもよい |
| 42.1 | 3 | あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない |
| 32.7 | 4 | 義務であっても参加したくない |
| 6.1 | 5 | わからない |

Q11 <資料2をよく読んでからお答えください>

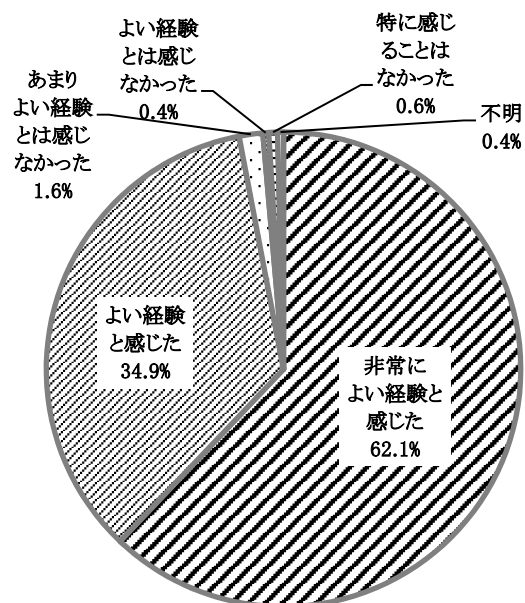
【資料2】

実際に裁判員を経験された方のうち、42.3%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。
 その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、97.0%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。

【裁判員に選ばれる前の気持ち】



【裁判員として裁判に参加した感想】



裁判員に選ばれる前は42.3%の方が、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答

裁判員として裁判に参加した感想は97.0%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答

(令和2年度アンケート調査結果報告書)

あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(いくつでも○)

- 41.4 1 勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)
- 17.2 2 周辺地域における一時保育・介護サービス
- 45.7 3 裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償
- 51.4 4 裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度
- 46.5 5 裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談
- 6.8 6 その他(具体的に)

(n=2,000、M.T.=208.9%)

【回答票12】

Q12 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。(1つだけ○)

(n=2,000)

17.7	1	そう思う
34.1	2	ややそう思う
31.6	3	どちらともいえない
12.5	4	あまりそう思わない
4.2	5	そう思わない

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

【回答票F1】

F1 あなたの性別を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

48.4	1	男性	51.7	2	女性
------	---	----	------	---	----

【回答票F2】

F2 あなたの満年齢を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

2.1	1	18・19歳	11.3	2	20～29歳	13.1	3	30～39歳
17.2	4	40～49歳	15.7	5	50～59歳	14.6	6	60～69歳
26.2	7	70歳以上						

【回答票F3】

F3 あなたのご職業を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

38.2	1	お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)
2.3	2	お勤め(派遣社員)
40.5		お勤め(計)*
7.6	3	自営・自由業
18.5	4	パート・アルバイト
18.4	5	専業主婦・専業主夫
3.5	6	学生
11.5	7	無職
0.2	8	その他(具体的に)

*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

なお、法律の改正により、令和5年1月以降は「18歳以上」の方の中から裁判員が選ばれることとなります。

標本抽出方法

母 集 団：全国の市区町村に居住する満18歳以上の者

目標回収数：2,000人

地 点 数：125地点

抽 出 方 法：層化2段無作為抽出法

〔層 化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地 区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区 ＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6 県)
関東地区 ＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県	(1 都6 県)
北陸地区 ＝新潟県、富山県、石川県、福井県	(4 県)
東山地区 ＝山梨県、長野県、岐阜県	(3 県)
東海地区 ＝静岡県、愛知県、三重県	(3 県)
近畿地区 ＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2 府4 県)
中国地区 ＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5 県)
四国地区 ＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4 県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように25分類しそれぞれを第1次層として、計65層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

○ 人口20万人以上の都市

○ 人口10万人以上の都市

○ 人口10万人未満の都市

○ 町 村

（注）ここでのいう都市とは、令和3年1月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく令和3年1月1日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（令和3年1月1日現在の18歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽出〕

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成27年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成27年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。